

「第4回 鳴瀬川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」

「第4回 筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」

パブリックコメントで頂いたご意見に対する
検討主体の考え方について

平成25年5月9日

国土交通省 東北地方整備局
宮 城 県

パブリックコメントの概要及び結果について

1. 意見募集の概要

(1)意見募集の対象

- 1)今回立案した複数の対策案以外の具体的対策案のご提案
- 2)今回行った複数の対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見

(2)募集期間

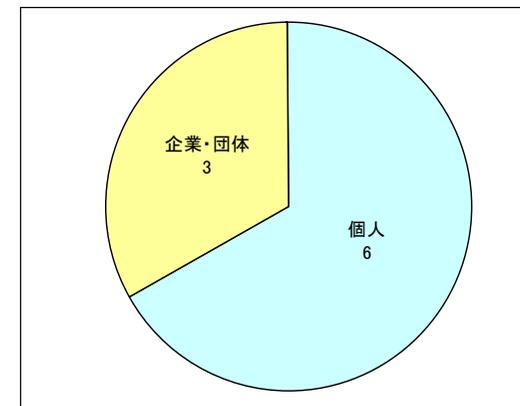
平成23年7月28日(木)～平成23年8月26日(金)(必着)

(3)提出方法

ご意見は、①郵送・②FAX・③電子メールのいずれか

2. 意見募集結果の概要

(1)意見提出者 : 全体9件(個人6、企業・団体3)



(2)意見概要

- 1)今回立案した複数の対策案以外の具体的対策案のご提案
 - ・治水対策案について、1件の具体的なお提案があった。
- 2)今回行った複数の対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見
 - ・治水、新規利水、流水の正常な機能の維持の各対策案の評価等についてご意見があった。

パブリックコメントで頂いたご意見に対する検討主体の考え方

パブリックコメントに寄せられたご意見に対する検討主体の考え方を以下にお示しします。

本資料は、パブリックコメントに寄せられたご意見に対する検討主体の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、寄せられたご意見等について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示しております。

このため、ご意見を提出して頂いた方が指定した項目と、検討主体の考え方をお示した項目が一致していない場合があります。

パブリックコメントで頂いた主なご意見

ご意見を踏 まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
	<p>I. 検証について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化が急速に進んでいる状況なので、検討より行動に移行する時だと思ふ。 ・治水対策は、利水対策とリンクする部分が大きいため、相互の関連を十分に検討して進めてほしい。 ・国営鳴瀬川土地改良事業は完了し既に償還に入っている。検証の結果がかたまり事業実施や完工までには気の遠くなるような年月を要する中で、利水が担保されないまま負担金の支払いだけが続き我々の時代に解決されないのではないかなと危惧しているところがある。県や農政局と充分協議の上、早急に方針が確定されることを強く望む。 ・一昨年以来のかんがい期間中は、高温小雨による河川渇水状況が2～3回発生し、河川維持流量が確保出来ない状況が見られる。早急に検討を終結し、必要水量の確保に向かってほしい。 ・複数の治水対策案の中で、経済的な案及び具体的な内容がわからない。 ・国営鳴瀬川土地改良事業の下流部受益者に対し説明の場を設けてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき検討を行っています。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考えに基づき、目的別の総合評価を行った後、各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を行うこととしています。 ・検証にかかる検討にあたっては、宮城県及び東北農政局等の関係利水者の意見を聴くこととしております。 ・過去10箇年(平成15年～平成24年)において、鳴瀬川中流堰下流地点の「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」を下回った年は平成15年、平成16年、平成20年、平成22年と4年発生しており、平成24年においても下流域では、番水制の実施や応急ポンプによる反復利用などによって水不足に対応しましたが、10アールあたり2俵(約120kg)の減収となった水田があったほか、ポンプの設置・運転費用などの経済的な負担を強いられるといった渇水の状況でした。 ・なお、できるだけ早期に対応方針(案)及び対応方針をとりまとめたいと考えています。 ・複数の治水対策案の検討については、「第3回鳴瀬川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」及び「第3回筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の「資料-3 複数の治水対策案の概略評価について」において、複数の治水対策案の概略評価の考え方、概略評価による治水対策案の抽出の考え方、治水対策案の概略評価、各治水対策案の概要を記載しております。 (ホームページURLhttp://www.thr.mlit.go.jp/naruse/entry/index03.html) なお、報告書をはじめ今後の資料作成においては、より分かりやすい資料の作成に努めてまいります。 ご意見を踏まえ、複数の治水対策案の概略評価の組み合わせの考え方を追加しました(第4回検討の場 参考資料6-1 P1～9参照)。 ・本検証に係る検討にあたっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映することが重要と考えており、検討過程において、関係地方公共団体からなる検討の場の公開やホームページによる情報公開を行い、主要な段階でパブリックコメントを行い広く意見募集を行うとともに、学識経験を有する者及び関係住民等からの意見聴取を実施し、幅広く意見を聴くよう努めることとしています。 また、国営鳴瀬川土地改良事業の下流部受益者については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づいて、利水参画予定者である東北農政局に対して、検討主体である東北地方整備局が利水対策案を提示、意見聴取した際、東北農政局が開催した関係土地改良区の意見を聞く場に東北地方整備局、宮城県も同席し、複数の新規利水・流水の正常な機能の維持対策案等について説明を行っています。

パブリックコメントで頂いた主なご意見

ご意見を踏 まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
<p>Ⅱ. ダムに対する賛否について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・田川ダム、筒砂子ダム建設による治水以外にはない。コスト縮減をするダム施工をする方法がベストである。 ・治水対策としては、筒砂子及び田川ダムを計画どおりに建設し、河道掘削により治水の安定が図られる。 ・治水対策において、ダムの建設を外しては到底受け入れられない。 ・ダムから導水路による洪水導入を行うことは、自然破壊となる危険要素をもち現実味がない。また経費が高み維持管理費用も大変となる。 ・安定供給するのには、ダム以外にない。 ・筒砂子ダム及び田川ダムが計画どおりに造られることにより農業用水を計画どおりに取水できる権利が与えられ取水できるものと思う。 ・国営鳴瀬川地区完了後も流域の農業用水が不足している現状で、農家にとっては治水対策案1以外考えられない。そのことは、治水対策にも繋がる為。 ・田川ダム、筒砂子ダムを建設し既存のダムとの併用により流水の正常な機能の維持が図られると思う。 ・治水対策上のダムからの治水対策案以外考えられない。 ・治水参加者が計画2ダム以外の代替案を否定している状況を踏まえ多目的ダムとして計画立案された2ダムの実施を検討すべき。 ・新規治水については、田川ダム、筒砂子ダムの2ダムを建設する当初案(治水対策案1)の実現を鳴瀬川地区受益者(事業費負担者)として早期事業効果発現を強く望む。新規治水の事由により、流水の正常な機能の維持も同様に実現されると思う。 ・ダム事業は、国営鳴瀬川土地改良事業と関連し治水・治水の観点から必要であるから国、県、市町と連帯をとり、最善の計画を立て、関係する地域住民や農家の方々へ説明をし理解を求め、進められてきたはずである。 国営鳴瀬川土地改良事業は、平成21年度で完了しているので、1日も早く当初計画どおり進めるようお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考えに基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしています。同細目において、「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせる検討する(略)1)ダム(略)2)ダムの有効活用(略)」と規定されています。これに基づきダムを含む治水対策案についても検討を行っています。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)2)コスト(略)7)環境への影響(略)」と規定されており、これに基づき検討を行っています。自然破壊については、環境に影響を与える可能性があることから、保全措置が必要と考えます。また、経費については、完成までに要する費用と維持管理に要する費用を見込んでいます。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考えに基づき、治水参加者に対して確認した必要な開発量を確認の上、その量を確保することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしています。同細目において、「治水対策としては以下の1)～4)で示すとおりである。治水代替案については、以下の5)～17)を参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる検討する。1)ダム(略)」と規定されています。これに基づきダムを含む治水対策案についても検討を行っています。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。1)目標(略)2)段階的にどのように効果が確保されていくのか(略)3)実現性(略)4)事業期間はどの程度必要か(略)」と規定されており、これに基づき検討を行っています。これにより、治水効果の発現時期については、段階的な効果の発現も含めて効果が発現するまでの期間を評価しています。

パブリックコメントで頂いた主なご意見

ご意見を踏 まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
Ⅲ. 対策案の目標・立案等について		
Ⅲ－１ 治水対策案 に関するご 意見	<p>・貯水池等の新設による治水対策案は、用地買収や移転家屋に係わる協議等が長期となる。</p> <p>・下流地区における堤防の嵩上げ等は当然のこと、貯水池、雨量水田貯留施設や溜池利用の案は、県内の伊豆・長沼の雨量貯水施設の実例からして不可能。</p> <p>・農地をダム代替りの施設に一時代行することは、伊豆・長沼の例からして不可能である。</p> <p>・水田のダム機能の増嵩は努力目標となり、溜池利用嵩上げは流域面積の大きさや溜池周辺の住宅密集地被災対策それに頻繁に浚渫等の維持管理を要することにより、将来の負担が生ずる。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)3)実現性 1)土地所有者等の協力の見通しはどうか(略)」と規定されており、これに基づき検討を行っています。全ての対策案について、必要な用地取得や土地所有者等との合意形成は未実施で、土地所有者等への説明も現計画を除き行っていません。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、用地買収や家屋移転に関わる協議等を短縮するため、遊水地の規模を縮小した案について、複数の治水対策案の一つとして追加して検討します(第4回検討の場 資料5参照)。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせる(略)3)遊水地(調節池)等(略)7)堤防のかさ上げ(略)23)水田等の保全(略)」と規定されています。これに基づき治水対策案についても検討を行っています。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)2)コスト(略)4)維持管理に要する費用はどのくらいか(略)」と規定されており、これに基づき、流域を中心とした治水対策を含む治水対策案については、「洪水後に堆積土砂等を撤去する費用が必要になる可能性がある。」と評価しています。</p>

パブリックコメントで頂いた主なご意見

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
Ⅲ. 対策案の目標・立案等について		
Ⅲ-2 利水対策案に関するご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・実施可能な案を提言すべき。 ・コスト優先順位による検討は、抽出方法として適切であり、対外的にはコストと実現性は妥当かが問われるので評価できる。 ・末端の基盤整備が完了している中、かんがい用水の確保は急務であり、費用対効果等の経済的評価も重要であるが、工期も勘案し早期の事業効果の発現が最重要と思われる。 ・ニツ石揚水機は、田川ダム完成までの暫定施設であるが、田川ダム掛かりからニツ石ダム湖内からの直接取水とする施設とすべきである。 ・この夏においても、ダムの必要性が明白になっているが、利水専用ダムは農家負担が伴い、既に管理負担をしているので、これ以上は現在の農業情勢からして負担増は求められない。 ・ダム建設と同量の水源確保ができるのなら、どの案でも可。 ・利水対策としての溜池の嵩上げ、調整池を施工しても流域等からして、必要とする揚水量の貯水確保に時間を要する。 ・ニツ石ダムを嵩上げしても、鳴瀬川上流区域の渇水時の利水補給の用水対策は短期間。漆沢ダムのみでは恩恵がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。1)目標(略)ロ段階的にどのように効果が確保されていくのか(略)ハ)どの範囲でどのような効果が確保されていくのか(略)2)コスト(略)3)実現性(略)ホ)事業期間はどの程度必要か(略)」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・これにより、事業効果の発現時期については、段階的な効果の発現も含めて効果が発現するまでの期間を評価しています。 ・また、現計画のダム補給区域について、それぞれの対策案において、補給区域の見直しや導水路の新設により、必要な水量を取水することが可能となります。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水対策としては以下の1)～4)で示すとおりである。利水代替案については、以下の5)～17)を参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる。(略)」と規定されており、これに基づき対策案の検討を行っています。また、同細目において、「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)2)実現性(略)ロ関係する河川使用者の同意の見通しはどうか(略)」と規定されており、これに基づき検討を行っています。現時点では関係する河川使用者への説明は現計画を除き行っていませんが、全ての対策案について、事業の実施にあたっては、関係河川使用者の同意が必要と考えております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考えに基づき、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確認の上、その量を確保することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針(案)及び対応方針を決定することとしています。 貯水確保については、3～4月の水量が豊富な期間において可能であると想定し、検討しています。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、幅広い方策を組み合わせ利水対策案を検討する際に、ダム再開発(かさ上げ・掘削)を含む利水対策案についても検討を行っています。なお、ニツ石ダムのかさ上げについては、新たな地すべりの発生が想定されるため、技術的に困難と考えます。